

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

条 例

○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条 例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第四十七号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の特例）

19 東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（南相馬市の区域に限る。）のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域内に所在する事業所において行われる法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める日までの間は、常勤で一以上とする。

20 第四章（第六十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷